

飯塚市とダイワボウ情報システム株式会社との
STEAM Lab 実証研究に関する協定書

飯塚市（以下「甲」という。）と、ダイワボウ情報システム株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり STEAM LAB 実証研究に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が両者協力のもと、甲が選定した飯塚市立飯塚鎮西小学校（以下「学校」という。）におけるカリキュラム開発・授業支援とあわせて、充実した STEAM 教育を実現するための環境構築を目的とした「STEAM Lab 実証研究」（以下「実証研究」という。）を実施することにより、学校における ICT 活用をさらに推進するとともに、STEAM 教育の推進を図ることを目的とする。

（合意事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について合意し、協力して実証研究を実施する。ただし、その具体的な環境構築並びに実証研究における両当事者の権利及び義務については、別途協議の上、書面により定めるものとする。

- (1) 乙が提供する ICT 関連機器（以下「機材」という。）を用いて、学校で STEAM 教育の有効性について実証研究する。
- (2) 環境構築における機材の譲渡に関すること。
- (3) 機材の管理及び取扱いに関すること。
- (4) 実証研究における履行事項に関すること。
- (5) 実証研究における活動費に関すること。
- (6) その他、両者が協議し合意したこと。

（秘密保持義務）

第3条 甲及び乙は、相手方から機密である旨を明示して入手した個人情報を含む機密情報を相手方の書面による承諾なしに、第三者に漏洩してはならない。本秘密保持義務は本協定終了後も継続する。ただし、甲または乙の行為または不作為と無関係に公になった情報については、甲及び乙は、本条の義務を免れるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（不可抗力免責）

第5条 天災地変等の不可抗力、または甲乙いずれの責に帰しえない事由により本協定の全部または一部の履行遅滞もしくは不完全履行を生じた場合は、甲または乙はいずれも

その責を負わないものとする。

(損害賠償責任)

第 6 条 本協定に関連して相手方の責めに帰すべき事由により甲または乙が損害を被った場合、当該甲または乙は、相手方に対し損害賠償請求できるものとする。なお、損害賠償責任の範囲は、その請求原因の如何に拘わらず、現実には生じた通常の直接損害に限られ、また、責任はこの協定に定める限度に限られるものとする。さらに、賠償責任ある場合の賠償総額については機材の市場価格相当額を限度として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協議)

第 7 条 本協定に定めのない事項または条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 5 年 1 月 15 日

甲 飯塚市
代表者 飯塚市長 武井政一



乙 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-22-8
朝日生命博多駅前ビル
ダイワボウ情報システム株式会社
代表者 福岡第 2 支店長 田中大助

